

令和8年度

ひろしまの森づくり事業



# 県産材消費拡大支援事業



令和8年度より事業内容が変更になりました



🌲 広島県産材を利用する取り組みを支援します 🌲  
🌲 県産材を利用した建築物が対象です 🌲

## ヒノキ構造材支援

新築、改築、増築、リフォームを行う際、  
構造材で県産ヒノキ材を使用した場合に補助します。

### 〈補助金額〉

● 県産材使用量 × 8,000 円/㎡ (上限額なし)

▶ 詳しくは、2・3ページをご覧ください

## 内装材・外装材支援

新築、改築、増築、リフォームを行う際、  
内装材・外装材で県産材(スギ・ヒノキ)を使用した場  
合に補助します。

### 〈補助金額〉

● 県産材施工面積 × 6,000 円/㎡ (上限額あり)

▶ 詳しくは、4・5ページをご覧ください

※県産材とは、合法的な手続を経て県内において伐採された丸太です。

※詳細については、必ず「県産材消費拡大支援事業実施要領」を参照してください。

## ヒノキ構造材支援



### 1. 目的・内容

県産ヒノキ材の利用を促進するため、民間の木造建築物を建築する事業者に対して、県産ヒノキ材の使用量に応じて補助金を交付する

### 2. 補助対象物件

木造建築物（住宅・非住宅）において、新築、改築、増築、リフォームを行う場合で、**1棟あたり3㎡以上**、構造材として県産ヒノキ材を使用する物件

### 3. 物件の建築場所

県内・県外どちらでも可

### 4. 事業実施主体

- ・県内に本社、支店、又は営業所等を有する住宅建築会社等
- ・非住宅の場合は、施主による申請も可能（※施主による申請の場合は、「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書を有していること。）

### 5. 補助対象部材

梁・桁、柱、土台等の構造材等  
※県外で製材された県産材も可

### 6. 補助金額

**構造材 1㎡あたり 8,000円**（上限額なし）

### 7. 補助金の考え方

交付決定～令和9年3月31日までの県産材使用量に補助単価 8,000円/㎡を乗じた額の補助金を交付します。

$$\text{補助金額} = \text{1年間の県産ヒノキ材使用量} \times 8,000 \text{円}/\text{㎡}$$

### 8. 事業要件

- ①事業実施主体は、建築工事業又は大工工事業の許可、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許のいずれかを受けていること（施主が申請する場合を除く）。
- ②県産ヒノキ材を構造材に利用することを標準仕様にする。
- ③事業主体は、広島県と「広島県産材利用に関する協定」締結すること。
- ④対象となる部分の木工事が年度内に完了する物件であること。
- ⑤県産材を広くPRすること（自社HP等で）。
- ⑥次回取り扱う物件についても施主に対し、県産材の利用を提案すること。
- ⑦県が行うPR活動（写真撮影、視察、県公式HPでの掲載等）に協力可能であること。

## 9. 事業の流れ

□ 申請者が行う手続き

□ 県が行う手続き

補助採択

交付申請書の提出

○下記の書類を林業課へ提出します。

- ①交付申請書（かがみ、事業計画書、収支予算書、誓約書）②建築許可証等の写し

交付決定

■審査後、交付決定通知書を送付します。

※予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定額が募集額を満たした場合は、申請受付を終了します。

県との協定締結

■県との県産材利用協定を締結します。

事業実施

実績書類の提出

○工事完了月の翌月の月末日までに提出してください。

- ①県産材の出荷証明書、②流通履歴書
- ③建築確認済証（又は工事届）の写し
- ④現地写真（全景、工事看板、施行部分）  
（配置図又は平面図の提出を求める場合があります）

変更承認申請書の提出

○当初の計画より補助金額が増額となる場合や、大きく下回る場合は、予め変更手続きが必要です。

実績報告書の提出

○年度内物件が全て完了した場合、完了後の30日以内又は4月5日のいずれか早い日までに提出してください。

- ①事業実績報告書（かがみ、事業実績書、収支精算書）
- ②補助金請求書

検査、補助金額の確定

■検査後、補助金を指定の口座に振り込みます。

補助金の支払い

【非住宅のみ】

PR活動の報告

○事業実施後に行った県産材のPR活動や普及啓発に向けた取り組みの報告書を林業課に提出します。

活動報告書（かがみ、活動実績書）

## 内装材・外装材支援



### 1. 目的・内容

内装材・外装材での県産材の利用を促進するため、民間の木造建築物を建築する事業体に対して、施工面積に応じて補助金を交付する

### 2. 補助対象物件

建築物（住宅・非住宅）において、新築、改築、増築、リフォームを行う場合で、内装材・外装材として県内で製材された県産材（スギ・ヒノキ）を使用する物件

### 3. 物件の建築場所

県内・県外どちらでも可

### 4. 事業実施主体

- ・ 県内に本社、支店、又は営業所等を有する住宅建築会社等
- ・ 非住宅の場合は、施主による申請も可能（※施主による申請の場合は、「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書を有していること。）

### 5. 補助対象部材

フローリング、腰壁、羽目板天井、ウッドフェンス、外装材、等  
※机等の家具や合板、下地材としての利用を除く

### 6. 補助金額

**施工面積 1㎡あたり 6,000 円**

【上限金額】

- ・ 住宅の場合：**250 千円／棟**
- ・ 非住宅の場合：**350 千円／棟**

### 7. 補助金の考え方

交付決定～令和9年3月31日までの県産材施工面積に補助単価 6,000 円／㎡を乗じた額の補助金を交付します。

$$\text{補助金額（上限あり）} = \text{1年間の県産材施工面積} \times 6,000 \text{ 円} / \text{㎡}$$

### 8. 事業要件

- ①事業実施主体は、建築工事業又は大工工事業の許可、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許のいずれかを受けていること（施主が申請を行う場合を除く）。
- ②県産材（スギ・ヒノキ）を内装材・外装材に利用することを標準仕様にする事。
- ③事業主体は、広島県と「広島県産材利用に関する協定」締結すること。
- ④対象部分の施工が年度内に完了する物件であること。
- ⑤県産材を広く PR すること（自社 HP 等で）。

- ⑥次回取り扱う物件についても施主に対し、県産材の利用を提案すること。
- ⑦県が行う PR 活動（写真撮影、視察、県公式 HP での掲載等）に協力可能であること。

## 9. 事業の流れ

ヒノキ構造材支援と同様（3ページを参照）。  
ただし、実績書類は以下のとおり。

### 【実績書類】

- ①県産材の出荷証明書
- ②流通履歴書
- ③建築確認済証（又は工事届）の写し
- ④施工部分の図面（施工面積がわかるもの）
- ⑤現地写真（全景、工事看板、施行部分）

## 補助金の算出例

ヒノキ構造材支援と内装材・外装材支援を組み合わせた場合



部材	供給した製材工場	1棟あたりの県産材 利用量	年間建築棟数	補助金額
ヒノキ構造材	〇〇工場 (県内又は県外)	3.00 m <sup>3</sup>	20 棟	480,000 円
内装材	□□工場 (県内)	30 m <sup>2</sup>	10 棟	1,800,000 円
計				2,280,000 円

ヒノキ構造材：8,000 円/m<sup>3</sup>  
内装材・外装材：6,000 円/m<sup>2</sup>（ただし、上限額あり）

要綱・要領、及び様式は  
県庁公式ホームページからダウンロード出来ます。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimanomorzukuri/kensanzaizyutakushien.html>

### お問い合わせ窓口

広島県農林水産局林業課 木材産業グループ  
TEL 082-513-3688  
Mail [nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp)



ひろしまの森づくりキャラクター  
「モーリー」

この事業は、  
ひろしまの森づくり  
県民税を活用しています。